

那覇市介護保険 住宅改修費支給申請 の手引き

平成 30 年 3 月発行
令和 4 年 12 月改定

那覇市役所 福祉部ちゃーがんじゅう課
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話：098-862-9010 FAX：098-862-9648

住宅改修費の事前申請から支給までの流れ

①住宅改修について相談・計画

(本人、家族、ケアマネジャー、住宅改修事業者、病院リハビリ関係者等)

②ちやーがんじゅう課に事前申請

(事前申請時の提出書類)

1. 申請書「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」
2. 工事費見積書
3. 改修する住宅の平面図（改修前と改修後予定図）
4. 改修箇所の写真 ※2,3,4は住宅改修事業所が作成します。
5. 住宅改修が必要な理由書（担当ケアマネジャー等が作成します。）
6. ケアプランの写し（ケアプランの作成がある場合に提出）
7. 住宅所有者の承諾書（住宅改修を行う住宅の所有者が本人以外の場合に提出）
8. 介護保険 受領委任払いに係る委任状（受領委任払い制度を利用する場合に提出）

③申請承認 → ④工事着工、完成

⑤ちやーがんじゅう課に支給申請

(支給申請時の提出書類)

1. 申請書「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」
2. 住宅改修費用にかかる領収書（宛名は利用者本人に限ります。）
3. 住宅改修工事完了証明書
4. 工事費内訳書
5. 改修箇所の写真（改修前と改修後） ※3,4,5は住宅改修事業所が作成します。
6. 振込先通帳表紙のコピー（本人以外の口座に振込む場合は別途委任状が必要です。）
※受領委任払い制度を利用する場合、通帳表紙のコピーは提出不要です。

⑥住宅改修費の支給

ちやーがんじゅう課で申請書類を審査し、支給の要件を満たしている場合、住宅改修費を支給します。

介護保険住宅改修を利用できる方

要介護または要支援の認定を受けている那覇市の介護保険被保険者で、被保険者証に記載されている住所で在宅生活をされている方。

- ※ 病院に入院中または施設に入所中の方の場合、退院・退所し在宅生活に戻る予定であれば、退院・退所前に住宅改修の事前申請、工事施工を行うことは可能です。その場合、住宅改修費の支給申請は実際に在宅生活に戻った後に行います。もし、工事施工後に在宅生活に戻らなかった場合は、住宅改修費の支給はできませんので、十分ご理解のうえ改修の計画を立ててください。
- ※ 介護認定の新規申請中で認定結果が決定していない場合も、上記と同様に住宅改修の事前申請、工事施工を行うことは可能です。その場合、住宅改修費の支給申請は介護認定が要支援または要介護で決定した後になります。もし、認定結果が自立となった場合は、住宅改修費の支給ができませんので、十分ご理解のうえ改修の計画を立ててください。

以下に該当する場合は、住宅改修費の支給の対象とはなりません。

- ・病院に入院中や施設に入所中で、一時的な外泊で自宅に戻る場合。
- ・介護保険被保険者証に記載されている住所以外の住宅に対して住宅改修を行う場合。

住宅改修費支給の要件

- 改修内容が、介護保険制度で定められている支給対象の工事であること。(P8 参照)
- 利用者本人の心身の状況、住宅の状況を勘案して、利用者本人が在宅生活を営むために必要な改修であること。
- 改修内容についてチャージがじゅう課に事前申請を行い、その承認を受けた後に住宅改修を行っていること。

注意！ 事前申請の承認前に行った工事については、支給の対象となりません。

支給限度額

要支援、要介護度にかかわらず、被保険者ひとりにつき支給限度額は **20 万円** までです。支給対象の工事に要した費用に対して 20 万円を上限として支給申請をすることができます。また、一度の住宅改修で支給限度額が残った場合は、次回の住宅改修時に、残った支給限度額を上限として再度支給申請をすることができます。

支給対象の費用に対して、利用者本人の負担割合に応じて 1 割、2 割または 3 割は自己負担となりますので、申請された費用の 9 割、8 割または 7 割の給付を受けることができます。

- ※ 被保険者証に給付額の減額の記載がある場合は自己負担が 3 割または 4 割になります。
- ※ 自己負担額、保険給付額に小数点以下の金額がある場合は、自己負担額が切り上げ、保険給付額が切り捨てになります。

利用限度額のリセット

住宅改修費の支給限度額は下記のいずれかに該当した場合はリセットされ、再度 20 万円まで住宅改修費の利用ができるようになります。

- 転居して住所を変更した場合（被保険者証の住所が変更されている場合に限り）
※転居前の住宅に再び転居した場合は転居前の住宅に係る支給限度額が適用されます。
- 要介護状態が 3 段階以上上がった場合
初めての住宅改修を行った時の要介護状態区分を基準として、その段階が 3 段階以上上がった状態で住宅改修を行う場合。
※要支援 2 と要介護 1 は同じ要介護状態区分となります。

初めて住宅改修したときの 要介護状態区分		支給限度額がリセットされる 要介護状態区分
要介護 2	→	要介護 5
要介護 1 または 要支援 2	→	要介護 4 または 5
要支援 1	→	要介護 3～5

住宅改修費の支給方法

償還払い方式

住宅改修にかかった費用の全額（10 割）を利用者がいったん事業所に支払った後、チャージがんじゅう課に支給申請をすることで、支給対象となる費用の 9 割、8 割または 7 割を利用者の口座に給付する方式です。

受領委任払い方式

住宅改修にかかった費用のうち、利用者は支給対象となる費用の 1 割、2 割または 3 割だけを事業所に支払い、残りの 9 割、8 割または 7 割の費用を那覇市から事業所に直接支払うことで、利用者の一時的な負担を軽減する方法です。

受領委任払い方式を利用するためには、受領委任払い制度の登録を受けた住宅改修事業所で住宅改修を行う必要があります。また、利用者自身が以下の場合に該当しているときは受領委任払い方式は利用できませんのでご注意ください。

※受領委任払い方式が利用できない方	①病院に入院中または施設に入所中（退院・退所予定者は除く）
	②介護認定の新規申請中（認定結果が自立となった場合でも、全額自己負担が可能な場合を除く）
	③介護保険料の滞納がある（ただし、特別な事情等がある場合をのぞく）
	④介護保険料滞納による給付制限を受けている

住宅改修についての相談・計画

住宅改修が必要となった場合、まずは担当のケアマネジャー（介護支援専門員または地域包括支援センターの担当職員）に相談します。ケアマネジャーがいない場合は、福祉住環境コーディネーター（2級以上）の資格を持っている住宅改修事業所など「住宅改修が必要な理由書」（P5参照）を作成する資格を持つ事業所に直接問い合わせ、改修の相談をします。

住宅改修の計画は、利用者本人の心身の状態を確認しながら、利用者、家族、ケアマネジャー、住宅改修事業所、その他介護サービスにかかわる方で話し合い、改修内容と改修費用の見積り額を確認します。

※ 利用者本人が病院に入院中で、退院に合わせて住宅改修の計画を立てる場合についても、一時帰宅などの際に必ず利用者本人の自宅での動作や利用者本人の意思を確認しながら、改修の計画を立てるようにしてください。

事前申請について

改修内容と費用の確認が取れましたら、ちゃーがんじゅう課に事前申請を行います。事前申請は、必要な書類を用意し、ちゃーがんじゅう課に提出してください。提出は代理の方でも行えます。郵送でも可能です。

事前申請に必要な書類

(1) 申請書「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」

- 申請書の上段の枠内を記載して提出してください。窓口でコピーし、申請書原本は返却しますので、支給申請時に再度提出してください。
- 申請書の様式は償還払い方式と受領委任払い方式で異なります。

(2) 介護保険 受領委任払いに係る委任状

- 受領委任払い方式を利用する場合のみ提出してください。償還払い方式で申請する場合はありません。

(3) 住宅所有者の承諾書

- 住宅の所有者が利用者本人以外の場合に提出してください。ただし、所有者が利用者本人の配偶者の場合は提出を省略できます。
- 住宅が持ち家（所有者が家族）の場合と賃貸の場合で承諾書の様式が異なりますので、ご注意ください。
- 那覇市営住宅、沖縄県営住宅の場合は、ちゃーがんじゅう課の承諾書の様式ではなく、それぞれ那覇市市営住宅課、沖縄県住宅供給公社に申請し、承認書の交付を受けてください。

●那覇市市営住宅課： 那覇市役所本庁舎 8階 TEL：098-951-3242

●沖縄県住宅供給公社： 那覇市旭町 1 1 4 番地 7 TEL：098-917-2430

(4) 工事費見積書

- 参考様式を参考に、工事箇所、材料費、施工費、介護保険対象分を適切に区分して作成してください。
- 改修項目ごとに番号を付けて、平面図や改修箇所の写真と番号を合わせて記載してください。
- 既製品を使用する場合、仕様や価格を確認する場合がありますので、カタログの写しも事前申請時に用意するようにしてください。また、カタログに記載のある価格より高額な見積りは承認できませんのでご注意ください。

(5) 改修する住宅の平面図（改修前と改修後予定図）

- 改修する箇所だけでなく、利用者本人の生活する居住スペース全体の平面図を作成するようにしてください。
- 改修に関係する段差部分については、段差の高さも記載してください。

(6) 改修箇所の写真

- 手すりや踏み台、スロープについては、設置箇所をマーキングしてください。
- 段差解消工事の場合は、段差部分に測定器具をあてて、段の高さが確認できるようにしてください。
- 改修箇所の周囲の壁や床も見えるように広く撮影してください。
- 改修箇所の範囲が大きい場合は、複数枚の写真を撮り、改修する範囲全体の確認ができるようにしてください。
- 写真の撮影日がわかるようにしてください。

(7) ケアプランの写し

- ケアマネジャーと契約し、ケアプランの作成がある場合には、その写しを提出してください（会議録は提出不要）。入院等により居宅サービスが停止している場合は、提出不要です。
※サービス担当者会議を通して、住宅改修についてケアプランの中で計画するようにお願いします。ケアプランに住宅改修の計画がない場合でも事前申請は可能ですが、その場合は工事完了後の支給申請時に住宅改修の計画があるケアプランの提出をお願いします。

(8) 住宅改修が必要な理由書

- 担当ケアマネジャーのほか、担当以外の介護支援専門員、または福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者、その他「住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有すると那覇市が認めた方」が、理由書の作成を行えます。ただし、担当ケアマネジャー以外が理由書を作成する場合は、担当ケアマネジャーと十分に連絡調整を行うことが必要です。

住宅改修の承認と工事着工

事前申請の内容についてチャージんじゅう課で審査し、承認したものについては、事前申請の出席者に承認の連絡をした上で、利用者本人宛に住宅改修費承認通知書を送付します。承認の連絡を受けた後に住宅改修工事を着工してください。

- ※ 工事内容が事前申請した内容から変更になる場合は、工事着工前に住宅改修費事前申請内容変更申出書をチャージんじゅう課に提出して変更分の承認を受けてください。
事前の申出無しに変更した改修箇所については、住宅改修費の支給ができない場合がありますのでご注意ください。
- ※ 事前申請した住宅改修工事が、中止・取消しになった場合についても、住宅改修費事前申請内容変更申出書をチャージんじゅう課に提出して、事前申請の取り下げを行ってください。
- ※ 一部の軽微な内容変更（例：1か所の手すり設置を取りやめ）等については、支給申請時に提出でも可能です。

支給申請について

住宅改修が完了したら、利用者本人は改修費用を支払い、領収書の交付を受けてください。
(領収書のあて名は必ず利用者本人のフルネームとしてください)。

支給申請は、必要な書類を用意し、ちゃーがんじゅう課に提出してください。提出は代理の方でも行えます。郵送でも可能です。

支給申請に必要な書類

(1) 申請書「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」

- 申請書中段の本人署名欄など、必要事項を記載し提出してください。
- 事前申請時の申請書を紛失・破損した場合は、新しい申請書に記載し直してください。

(2) 住宅改修費用にかかる領収書

- 領収書の宛名は利用者本人に限ります。
- 領収書は原本を窓口で確認後、ちゃーがんじゅう課でコピーをとり原本はお返しします。
- 受領委任払い方式を利用した場合は、介護給付費を控除した自己負担額を領収金額欄に記載します。その他、記載方法については《補足》（P11）を参考にしてください。

(3) 住宅改修工事完了証明書

- 事前申請と工事内容に変更がある場合は、変更内容と理由について記載してください。

(4) 工事費内訳書

- 記載方法は、工事費見積書と同様です。

(5) 改修箇所の写真（改修前と改修後）

- 改修前と改修後は同じ位置から撮影し、比較がしやすいようにしてください。

(6) 振込先通帳表紙のコピー（償還払い方式の場合のみ必要となります。）

- 口座名義人とそのフリガナ、銀行名、店名、店番号、預金種類、口座番号がわかるページの写しを提出してください。（通常、通帳表紙と開いて1ページ目の写しになります。）
- ゆうちょ銀行の場合は、表紙を開いて見開きのページの写しを提出してください。
- 利用者本人以外の口座に振込む場合は、別途委任状が必要です。

住宅改修費の支給日

※ ちゃーがんじゅう課で支給申請書を受領した翌月20日に支給。支給日が土日祝日にあたる場合は、その前の銀行営業日が支給日となります。支給日の約1週間前に支給決定通知書を郵送します。
(償還払いの場合は利用者本人宛て、受領委任払いの場合は事業所宛て)。

支給対象となる住宅改修工事の種類

① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒予防もしくは移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事。

手すりの設置箇所や形状は、利用者本人の身体状況に応じて、適切に判断されていることが必要。

○支給対象工事の例	×介護保険対象外となる工事の例
○ 屋内や屋外敷地内で利用者本人が日常的に通る動線上に設置される手すり。	× 取り付け工事を伴わない手すりの設置。
○ 段差の上り下りや、立ち上がりの際に支えとして使用する手すりの設置。	× 転落防止の柵
○ 利用者本人の身体状況に合わない既存手すりの取換えや移設。	× 利用者本人が日常的に通らない動線上に設置される手すり。
	× 利用者本人の身体状況に対して不必要に多く設置される手すり。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差、および玄関から道路までの通路の段差または傾斜を改修するための工事。

○支給対象工事の例	×介護保険対象外となる工事の例
○ トイレや浴室などの床段差解消工事。 (付帯工事として給水排水設備工事や器具の高さ調整も支給対象)	× スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事。
○ 踏み台を固定設置する工事。	× 特定福祉用具の浴室内すのこを設置する工事（福祉用具購入費として支給申請となる。）
○ 屋外にスロープを設置する工事。 (転落防止の柵も付帯工事として対象。)	× 昇降機やリフト、段差解消機など動力を伴う機器の設置工事。
○ 居室間の敷居を低くまたは撤去する工事。	× 床段差解消工事を伴わない、器具の高さ調整のみの単独工事。
○ 敷居にスロープを固定設置する工事。	× 洗面器などの器具の買い替え。
○ 階段や通路の傾斜を緩やかにする工事。	
○ 浴槽を跨ぎやすいものに取り換える工事。(浴槽を撤去することで入浴動作が円滑になる場合は浴槽撤去も支給対象。)	

③滑りの防止及び移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更

居室においては、畳敷きからフローリング材やビニール系床材等への変更。浴室においては、床材の滑りにくいものへの変更。通路面においては、滑りにくい舗装材への変更などの工事。

○支給対象工事の例	×介護保険対象外となる工事の例
○ 移動の円滑化のため畳間をフローリングやビニール系床材に変更する工事。	× 老朽化や腐食、破損などを原因とした床材の張り替え。
○ 浴室、トイレ、通路面等の床を滑りにくい床材に変更する工事や滑り止めのコーティング工事。	× 滑り止めマットを置くだけで接着しない場合。
○ 通路面を滑りにくい舗装材で舗装する工事。(滑りの防止や移動の円滑化のための舗装材の加工も支給対象。)	

④引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置などの工事。

○支給対象工事の例	×介護保険対象外となる工事の例
○ 開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等などに取り替える工事。	× 老朽化や破損などを原因とした扉の取替え
○ 開き戸の開く向きを変更する工事。	× 自動ドアに取り替えた場合の動力部分にかかる費用
○ 扉を撤去する工事。	× 蛇口の変更
○ ドアノブをレバーハンドル式に変更する工事。	
○ 重くて開きにくい扉を軽い素材の扉に変更する工事。	
○ 引き戸に戸車を設置する工事	

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する工事。

和式便器から、暖房便座や洗浄機能が付与されている洋式便器への取替えは支給対象となるが、すでにある洋式便器にこれらの機能の付加する場合は支給対象とならない。

○支給対象工事の例	×介護保険対象外となる工事の例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 和式便器から洋式便器への取替え。 ○ 便器の位置や向きの変更。 	<ul style="list-style-type: none"> × すでにある洋式便器に暖房便座や洗浄機能を付加する工事。 × 特定福祉用具の腰掛便座を設置する工事。 × トイレ内のコンセントの増設などの電気配線工事。 × 非水洗和式便器を水洗式の洋式便器に変更した場合の、水洗化または簡易水洗化に係る工事費用。

⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

○想定される付帯工事の例

①手すりの取付け

- 手すりの取付けのための下地補強。

②段差の解消

- 浴室やトイレの床段差解消に伴う給排水設備工事や器具の高さ調整。
- スロープ設置に伴う転落や脱輪防止の柵や立ち上がりの設置。

③床または通路面の材料の変更

- 床材の変更のための下地の補強や根太の補強、路盤の整備。

④扉の取替え

- 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事。

⑤便器の取替え

- 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。）

《補足》領収書の書き方について

領収書に記載が必要な事項

- ① 領収日
- ② 施工事業者の住所と名称と印
- ③ 住宅改修の被保険者の氏名（宛名）
- ④ 金額
 - 償還払い方式の場合は、工事費内訳書の合計金額と一致するようにしてください。
 - 受領委任払い方式の場合は、負担割合に応じた自己負担額を記載します。
 - ※ 介護保険対象外費用がある場合は、但し書きに「介護保険対象の1割、2割または3割」と「介護保険対象外費用」の金額を記載してください。

《受領委任払い方式の領収書の記載例》

- 300,000円の住宅改修工事をした場合
 - ・ 住宅改修費の支給限度額が20万円のため、超過分10万円は介護保険対象外費用となります。
 - ・ また、20万円のうち負担割合に応じた自己負担額が介護保険対象の金額となります。
(本記載例では1割の20,000円とします。)
 - ・ そこで、領収金額は1割分の20,000円と超過分の100,000円を合算した金額となりますので、介護保険対象分と対象外費用を分けて記載してください。

領 収 証	
	令和4年5月1日
那覇 太郎 様	
金額 <u>¥120,000-</u>	
但し、介護保険住宅改修工事の被保険者負担分として (介護保険対象1割分20,000円、介護保険対象外費用100,000円)	
上記金額正に領収致しました。	
(住宅改修施行事業住所)	
名称	印

「住宅改修が必要な理由書」の作成経費助成事業について

居宅介護支援または介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）を受けていない被保険者に対して「住宅改修が必要な理由書」（以下、「理由書」という）を作成した場合、理由書作成の手数料を那覇市に請求することができます。

理由書の作成が行なえる者

- (1) 介護支援専門員
- (2) 福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者
- (3) 上記のほか、住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有すると市長が認めるもの

理由書作成手数料の請求条件

- (1) 理由書の作成を行った対象被保険者が事前申請および工事着工時点において、居宅介護支援および介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）を受けていないこと。
- (2) 理由書の作成者が当該住宅改修を行う事業所に所属する方の場合には手数料の請求はできません。
- (3) 理由書に対する住宅改修について、介護保険住宅改修費の支給を受けることができなかった場合は手数料の請求はできません。

手数料の金額

理由書作成業務1件につき、助成額は2,000円です

※ただし、請求できるのは那覇市の助成事業の予算の範囲内に限ります。

手数料請求の手続き

手数料の請求を行う場合は所定の請求書（那覇市介護支援専門員等援助費請求書）に下記の書類を添付して、那覇市に請求してください。

- (1) 理由書の写し
- (2) 介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター等の資格者証の写し
- (3) 債権者登録申請書（那覇市出納室に債権者登録済みの場合は、不要）